

返戻金制度に関する事項

当事業者は、返戻金制度（当事業者の紹介により入社した求職者が入社後一定期間内に退職した場合に、当事業者が求人者から受領した手数料の一部を返金する制度）について下記のとおり設けております。

なお、当返戻金制度については、求人者と当事業者間の契約により別の定めを設ける場合があります。

記

当事業者が紹介した求職者が、求職者の責に帰すべき事由により、求人者との雇用関係を終了した場合、又は当事業者から解雇された場合、又は求職者が自己都合により退職した場合（求人者の破産・会社更生、事業所の閉鎖・縮小又はこれに類する手続、求職者の地位の廃止又は重大な変更による場合を除く）、当事業者は、求人者に対し、次の各号に定めるのとおり、支払済みのコンサルティング料の一部を返金するものとする

- | | |
|---------------------------|-----|
| (1)雇用開始日から 1 か月以内 | 50% |
| (2)雇用開始日から 1 か月を超え 2 か月以内 | 30% |
| (3)雇用開始日から 2 か月を超え 3 か月以内 | 10% |

以上

許可番号	13-ユ-315838
------	-------------

事業所の名称及び所在地	株式会社 FLUX 東京都港区赤坂九丁目 7 番 1 号 ミッドタウン・タワー 24 階
-------------	---
